

平成30年4月27日
自転車活用推進本部事務局

「自転車活用推進計画（案）」に関する パブリックコメントを実施します！

自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関する目標や実施すべき施策を定める「自転車活用推進計画」を策定するにあたり、広く国民の皆様から御意見をお伺いするため、本日より、パブリックコメントを実施します。

1. 背景

自転車は、環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国において、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっております。

このため、昨年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進するため、関係閣僚よりなる「自転車活用推進本部」（本部長：国土交通大臣）が設置されたところです。

自転車活用推進本部では、同法に基づき、自転車専用道路の整備やシェアサイクルの普及促進など、自転車の活用の推進に関する目標や実施すべき施策等を定める「自転車活用推進計画」を、本年夏までに策定することとしており、同計画の策定に向けて、昨年8月に「自転車の活用推進に向けた有識者会議」^注を設置し、検討してまいりました。

（注）有識者会議における配付資料及び議事録については、以下国土交通省HPを参照ください。
<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/bicycle-up/index.html>

2. パブリックコメントの実施

有識者会議における検討を踏まえ、とりまとめました「自転車活用推進計画（案）」について、パブリックコメントを実施します。

（実施期間）平成30年4月27日（金）～平成30年5月10日（木）

※意見募集の詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 奥田、山田
電 話 03-5253-8111（内線38103、38225）
03-5253-8497（直通）
FAX 03-5253-1622